

## 【音楽教室から著作権料を徴収することについて】

日本の音楽これで委員会

<http://www.onnsa.jp/>

運営管理代表：河崎覚

現在、JASRAC が音楽教室から音楽利用料徴収しようとしている「**JASRAC 管理楽曲の包括的利用許諾料徴収**」は、例え支払ったとしても、実際に利用された楽曲の著作者へ正しく分配がされない仕組みです。JASRAC による同様の包括的利用料徴収がすでにおこなわれている BGM やライブハウスや放送利用の一部では、利用楽曲を JASRAC が正確に調査しないために正確に分配されていない事実を、文化庁が国会答弁で認めています。

正しく調査できない根拠として「**利用者一曲毎の利用報告をさせる事は、利用者側に負担となることから**」という、音楽利用によって受益した者の負担軽減のために正確な調査が出来ない。という趣旨の答弁をしました。それでも包括徴収を続ける理由として、JASRAC は著作者から信託された著作権を管理運用している以上、利用した者から徴収しない訳にはゆかない。という論理です。しかし、JASRAC はこれまで分配先や分配根拠となる音楽の利用データを一切明確に示していません。

**JASRAC が著作者から信託された著作権を管理運用**するという契約をしているのであれば、JASRAC が一方的に“音楽利用受益者に対して利用楽曲の調査をしない”という独自の配慮は、信託契約上問題があります。JASRAC が行っている徴収と分配は、全てが JASRAC のサジ加減によって差配する事を文化庁が認めている形となっていますが、本来正確な利用調査が出来ないのであれば、徴収の根拠が成立しないと考えるべきです。

JASRAC は信託契約者に分配をしている立場ですから、信託契約者が JASRAC の著作権運用に対して意見をした場合、分配そのものが減額される可能性があります。また、NHK や民放各局、ラジオ放送局など、JASRAC の許諾無しには音楽の利用が不可能となってしまうことで不利益を受ける立場の利用者も、JASRAC の利用料徴収に意見した場合、利用許諾されなくなる危険があります。これこそ、JASRAC による「**ライセンスハラメント**」を誘発している問題構造であり、文化庁や文科省は早急に是正すべき案件だと捉えるべきだと考えます。

音楽教室についても同様に、利用楽曲の調査を JASRAC がせず、徴収した JASRAC 管理楽曲利用許諾料を正しく分配しないのであれば、著作権料を徴収することは出来ないと考えます。何故なら、そうして JASRAC が集めたお金は著作者に分配されずにどう扱われるのか不明ですから。